

改善報告書

2026年6月5日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 横山 隆介 殿

nms ホールディングス株式会社

代表取締役社長 CEO 樋口 晋平

このたびの過年度の決算短信及び四半期決算短信、並びに有価証券報告書、半期報告書及び内部統制報告書の訂正の件について、有価証券上場規程第504条第3項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたします。

定義一覧

用語	定義
当社	n m s ホールディングス株式会社
当社グループ	当社及び当社の連結子会社
PST	パワーサプライテクノロジー株式会社
TKR	株式会社TKR
X氏	本件事案当時、当社常務取締役兼コーポレート本部長であり、その後当社代表取締役に就任した者
Y氏	本件事案当時、PSTの代表取締役会長であり、当社取締役であった者
本件事案	PSTが2015年から2018年にかけて製造・販売した製品に関し、製品不具合への対応として販売先に発生した交換対応等の費用について、協議を経てPSTがその一部を負担することとなったにもかかわらず、当該損失が過年度において会計処理されていなかった事案
本件 PST 負担費用	本件事案に関してPSTが負担することとなった費用。2025年12月時点で未払いであった金額は約716百万円
特別調査委員会	本件事案の事実関係、類似事案の有無、連結財務諸表等への影響、原因分析及び再発防止策の検討・提言を目的として当社が設置した外部有識者による調査委員会
監査法人	有限責任あずさ監査法人及びForvis Mazars Japan 有限責任監査法人。文脈に応じ、当該時点における当社の会計監査人を指す
特定顧客向け在庫	TKRが特定顧客向け製品の生産用に手配したものの、当該製品の生産予定の変更等により、当初予定していた製品の生産に使用されないこととなった在庫

目次

1. 経緯	4
(1) 過年度決算訂正の内容	4
① 訂正した過年度決算短信等	4
② 過年度決算訂正による業績への影響	5
(2) 過年度決算訂正に至った経緯・原因	6
① 本件事案が発覚した経緯	6
② 特別調査委員会の構成、調査目的、調査期間	6
③ 本件事案の概要	7
④ 不適正な会計処理の概要	8
2. 改善措置	9
(1) 不適正開示の発生原因の分析	9
① X氏による計上に向けた対応判断の先送り	10
② 特定の役員への権限及び情報の集中	10
③ 経理財務部門における会計処理機能の不十分さ	11
④ 当社取締役会への情報伝達の不足	11
⑤ 監査法人に対する適時適切な情報提供の問題	12
⑥ 内部通報制度による早期発見に至らなかったこと	13
(2) 関係者への対応及び当社の考え方	13
(3) 再発防止に向けた改善措置（実施済みのものを含む。）	14
① 会計処理に関する権限集中・恣意的対応の防止（上記（1）①及び②に対応）	14
② 経理財務部門における情報収集体制及び会計処理検討機能の強化（上記（1）③に対応）	15
③ 当社取締役会に対する情報伝達体制の適正化（上記（1）④に対応）	16
④ 監査法人への適時適切な情報提供（上記（1）⑤に対応）	17
⑤ 内部通報制度の周知及び活用促進（上記（1）⑥に対応）	18
(4) 改善措置の実施スケジュール	18
3. 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識	19

1. 経緯

当社は、2026年4月28日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」及び2026年5月11日付「半期報告書の訂正報告書の提出及び四半期決算短信の訂正に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、過年度決算の訂正を行いました。また、今回の訂正においては、本件事案に係る訂正に加え、当社連結子会社であるTKRにおける特定顧客向け在庫の評価に関し、過年度において重要性の観点から未修正としていた事項についても、併せて訂正しております。

訂正した過年度決算及び当該訂正が業績に及ぼす影響額については、以下のとおりです。

(1) 過年度決算訂正の内容

① 訂正した過年度決算短信等

a. 有価証券報告書

第39期（自2023年4月1日至2024年3月31日）

第40期（自2024年4月1日至2025年3月31日）

b. 内部統制報告書

第39期（自2023年4月1日至2024年3月31日）

第40期（自2024年4月1日至2025年3月31日）

c. 半期報告書

第40期中（自2024年4月1日至2024年9月30日）

第41期中（自2025年4月1日至2025年9月30日）

d. 決算短信及び四半期決算短信

2024年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）

2025年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）

2025年3月期 第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）

2025年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）

2025年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）

2026年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）

2026年3月期 第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）

② 過年度決算訂正による業績への影響

(単位：千円)

期間	項目	訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B - A)	増減率 (%)
第 39 期 (2024 年 3 月期) 通期	売上高	72,874,100	72,874,100	—	—
	営業利益	1,888,576	1,737,356	▲ 151,220	▲ 8.0%
	経常利益	1,570,713	1,419,492	▲ 151,220	▲ 9.6%
	親会社株主に帰属 する当期純利益	737,017	▲ 130,557	▲ 867,574	—
	総資産	35,976,092	35,824,871	▲ 151,220	▲ 0.4%
	純資産	3,344,870	2,477,296	▲ 867,574	▲ 25.9%
第 40 期 (2025 年 3 月期) 第 1 四半期	売上高	17,508,219	17,508,219	—	—
	営業利益	400,443	400,443	—	—
	経常利益	764,712	764,712	—	—
	親会社株主に帰属 する四半期純利益	562,528	562,528	—	—
	総資産	36,703,883	36,552,662	▲ 151,220	▲ 0.4%
	純資産	3,588,793	2,721,219	▲ 867,574	▲ 24.2%
第 40 期 (2025 年 3 月期) 第 2 四半期	売上高	36,763,836	36,763,836	—	—
	営業利益	887,458	948,674	61,216	6.9%
	経常利益	1,325,824	1,387,041	61,216	4.6%
	親会社株主に帰属 する中間純利益	890,428	951,644	61,216	6.9%
	総資産	37,796,672	37,706,667	▲ 90,004	▲ 0.2%
	純資産	4,195,474	3,389,116	▲ 806,358	▲ 19.2%
第 40 期 (2025 年 3 月期) 第 3 四半期	売上高	56,295,103	56,295,103	—	—
	営業利益	996,621	1,066,511	69,890	7.0%
	経常利益	414,843	484,733	69,890	16.8%
	親会社株主に帰属 する四半期純利益	▲ 220,358	▲ 150,468	69,890	—
	総資産	36,415,927	36,334,597	▲ 81,329	▲ 0.2%
	純資産	3,114,280	2,316,596	▲ 797,683	▲ 25.6%
第 40 期 (2025 年 3 月期) 通期	売上高	75,707,594	75,707,594	—	—
	営業利益	1,650,184	1,771,222	121,038	7.3%
	経常利益	1,650,797	1,771,671	120,874	7.3%
	親会社株主に帰属 する当期純利益	630,626	779,350	148,724	23.6%
	総資産	36,230,607	36,228,275	▲ 2,331	▲ 0.0%
	純資産	5,283,911	4,565,061	▲ 718,849	▲ 13.6%
第 41 期 (2026 年 3 月期) 第 1 四半期	売上高	19,139,626	19,139,626	—	—
	営業利益	384,139	392,237	8,098	2.1%
	経常利益	▲ 274,074	▲ 265,976	8,098	—
	親会社株主に帰属	▲ 355,869	▲ 347,770	8,098	—

	する四半期純利益				
	総資産	34,794,201	34,799,968	5,767	0.0%
	純資産	4,621,398	3,910,647	▲ 710,751	▲ 15.4%
第 41 期 (2026 年 3 月期) 第 2 四半期	売上高	36,802,663	36,802,663	—	—
	営業利益	829,908	844,135	14,226	1.7%
	経常利益	▲ 274,565	▲ 260,338	14,226	—
	親会社株主に帰属 する中間純利益	▲ 443,883	▲ 429,656	14,226	—
	総資産	34,735,929	34,747,825	11,895	0.0%
	純資産	4,628,071	3,923,447	▲ 704,623	▲ 15.2%

(単位：千円)

	過年度利益 (※)への訂正 影響累計額 (B)	構成比 (B/A)	年度別の利益(※)への訂正影響額の内訳		
			第 39 期 (2024 年 3 月期) 通期	第 40 期 (2025 年 3 月期) 通期	第 41 期 (2026 年 3 月期) 第 2 四半期
本件事案	▲ 688,668	97.7%	▲ 716,353	27,685	—
特定顧客向け 在庫の評価	▲ 15,955	2.3%	▲ 151,220	121,038	14,226
合計額 (A)	▲ 704,623	100.0%	▲ 867,574	148,724	14,226

(※) 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する中間純利益

(2) 過年度決算訂正に至った経緯・原因

① 本件事案が発覚した経緯

本件事案は、2025 年 12 月に当社代表取締役が PST を訪問した際、PST 役職員より報告を受けたことを契機として発覚しました。具体的には、PST が 2015 年から 2018 年にかけて製造・販売した製品の品質不具合に関連して、販売先において交換対応等に係る費用が発生しており、販売先及び製品に使用した部品の調達先との協議を経て、PST が当該費用の一部を負担することとなっているにもかかわらず、当該負担額が損失として会計処理されていない旨の報告を受けたものです。

当社は、当該報告を受け、PST への質問及び資料依頼を通じて、事実関係の初期的な確認を行いました。その結果、本件事案は過年度決算の訂正を要する可能性があり、かつ過去の当社役員の関与・認識が問題となり得る事案であることを踏まえ、当社から独立した外部有識者による客観性及び中立性を確保した調査を行う必要があると判断し、2026 年 1 月 23 日開催の取締役会において特別調査委員会の設置を決議いたしました。

② 特別調査委員会の構成、調査目的、調査期間

a. 構成

委員長：松原 由佳（ひふみ総合法律事務所 弁護士）
委員：和田 芳幸（株式会社 KIC 公認会計士）
委員：高木 明（株式会社 KIC 公認会計士）

b. 調査目的

- ・本件事案に係る事実関係の調査
- ・本件事案に類似する事案の有無の調査
- ・本件事案による連結財務諸表等への影響の検証
- ・本件事案の原因分析及び再発防止策の検討・提言
- ・その他、特別調査委員会が必要と認めた事項

c. 調査期間

2026年1月23日から同年3月13日

ただし、調査の時間的制約に鑑み、特別調査委員会の正式設置前の準備期間においても、一部のインタビューは先行して実施。

③ 本件事案の概要

PSTは、2015年から2018年にかけて、特定の販売先向けの製品を製造・販売しておりました。当該製品について、2018年1月以降、不具合が生じている旨の報告を販売先から受け、PSTは社内での確認及び原因解析を行うとともに、販売先及び当該製品に使用した部品の調達先との間で、当該不具合への対応に係る費用負担について協議を継続しておりました。

当該不具合に関しては、販売先において、販売先の顧客に設置された製品の交換対応等に係る費用が発生しており、販売先からPSTに対し、当該費用についてPSTに負担責任がある旨の主張及び費用請求がなされておりました。PSTは、当該費用の負担割合及び負担額について、販売先及び部品の調達先との間で協議を行い、2023年11月には、部品の調達先との間で、当該調達先による負担額について合意に至りました。また、販売先との間でも、PSTが当該費用の一部を負担する方向で協議が進められました。

その後、2024年3月期第4四半期において、販売先から提示された費用負担額、部品の調達先による負担額及びPSTにおける既払額等を踏まえると、PSTが将来的に一定額を負担する可能性が相当程度高まり、かつ、その金額についても合理的に見積もることが可能な状況に至っておりました。さらに、PSTは、2024年8月8日付で、販売先に対し、2025年度以降も本件費用が発生した場合には、年間支払上限を144百万円、支払期間を最長5年とし、支払金額を毎年協議して決定すること等を内容とする書面を提出しました。当該書面は、PSTから販売先に対して支払条件に関する方針を示したものであり、当該時点で最終的な合意が成立したものではありませんでした。その後、2025年12月に本件事案がPST役員から当社代表取締役役に報告されたことを契機として、当社において事実関係を確認するとともに、PSTと販売先との間で費用負担の内容及び支払方法等について改めて確認・協議し、2025年12月15日付で書面により最終的に合意されました。具体的には、本件PST負担費用のうち2025年12月時点で未払いであった金額は約716百万円であり、2026年度から5年間にわたり分割して支払う予定となってお

ります。

④ 不適正な会計処理の概要

本件 PST 負担費用は、PST が過去に製造・販売した製品の不具合対応に関連して、販売先に発生した交換対応等の費用の一部を PST が負担することとなったものです。このような費用は、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる時点において、引当金として計上する必要があります。特別調査委員会は、2024 年 3 月期第 4 四半期決算時点において、これらの要件を満たしていたと評価し、PST としては、同決算時点において本件 PST 負担費用に係る引当金を計上すべきであったと認定しております。

しかしながら、当時、当社常務取締役兼コーポレート本部長であり、その後当社代表取締役に就任した X 氏は、本件 PST 負担費用について、会計上の重要な論点となり得ることを認識し得る立場にありながら、引当金計上に向けた論点整理、経理財務部門及び監査法人との十分な協議、並びに当社取締役会への適時適切な報告が行われるよう必要な対応をとりませんでした。また、本件 PST 負担費用については、PST 取締役会においても、PST に将来的な負担が生じる可能性及びその会計処理上の重要性を踏まえた報告が十分に行われておりませんでした。そのため、X 氏以外の当社役員は、後述する Y 氏を除くと、PST 役員を兼務していた複数の者を含め、本件 PST 負担費用の実態及び当社グループの連結財務諸表に及ぼし得る影響を適時に把握することができませんでした。その結果、2024 年 3 月期第 4 四半期決算において必要であった引当金の計上が行われませんでした。

また、2024 年 3 月期第 4 四半期以降においても、販売先との間で費用負担額に関する協議が進展し、PST の負担額に関する認識がさらに明確となっていたにもかかわらず、当社及び PST において、引当金又は未払金としての計上に向けた十分な検討及び対応が行われませんでした。特に、X 氏に権限及び情報が集中する中で、経理財務部門が本件 PST 負担費用に関する情報を能動的に把握し、主体的に会計処理の要否を検討する体制が十分に機能せず、また、取締役会及び監査法人に対しても、本件 PST 負担費用の会計処理上の重要性を踏まえた十分な情報提供が行われませんでした。その結果、2024 年 3 月期以降の連結財務諸表において、本件 PST 負担費用に係る負債及び費用が適時に認識されず、不適正な会計処理が行われることとなりました。

当社は、特別調査委員会の調査結果及び監査法人との協議を踏まえ、2024 年 3 月期第 4 四半期において本件 PST 負担費用に係る引当金を計上すべきであったものとして、過年度の有価証券報告書、半期報告書、内部統制報告書及び決算短信等の訂正を行いました。なお、特別調査委員会による類似事案調査の結果、本件事案を除き、調査対象期間の財務報告に重大な影響を及ぼすことが認められる類似事案は把握されておりません。

なお、TKR における特定顧客向け在庫の評価に関する処理についても、今回の過年度決算等の訂正に併せて訂正を行っております。2024 年 3 月期において、TKR では、特定顧客向け製品の生産用に手配した部材の一部が、製品の生産予定の変更等により、当初予定していた製品の生産に使用されない在庫となっております。TKR は、当該在庫が特定顧客向け製品の生産を前提として手配されたものであること、同顧客との取引経緯、及び買取り又は費用負担に関する協議が継続していたこと等を踏まえ、当時は、買取りが見込まれるとの認識のもと、評価損の計上は不要であると判断してまいりました。そのため、

2024年3月期時点において、当社経理財務部門及び監査法人との間で、当該在庫の評価を会計処理上の論点として相談・協議するには至っておりませんでした。その後、2025年3月期第2四半期決算に係る期中レビューの過程において、2024年9月17日付でTKRと特定顧客との間で当該在庫の一部の買取りに関する売買契約書が締結されたことを契機として、同契約の内容及び締結に至る交渉経緯を踏まえ、在庫の回収可能性及び棚卸資産評価損の計上時期について検討が行われました。その結果、監査法人より、本来は2024年3月期に棚卸資産評価損を計上すべきであった旨の指摘を受けました。当社は、当時、当該事項について金額的重要性等を踏まえ未修正としておりましたが、その後、本件事案により過年度決算等を訂正するに至ったため、TKRにおける特定顧客向け在庫の評価に関する処理についても、併せて過年度に遡及して訂正することといたしました。

当該訂正は、PSTにおける本件事案とは異なり、特定の役職員による意図的な損失計上の先送りが認定されたものではありません。もっとも、特定顧客との協議状況、当該在庫の回収可能性及び回収までの期間等を踏まえると、2024年3月期に棚卸資産評価損を計上すべきであったものであり、結果として損失計上の時期が適切ではありませんでした。また、当該在庫の状況及び特定顧客との買取交渉については、TKR内では、TKRの業務執行を担う取締役及び管理本部長、技術部長及び営業部門に共有されておりました。さらに、X氏も、TKR取締役を兼務しており、TKRの業務執行を担う取締役及び管理本部長により構成される執行部MTGに参加していたことから、当該MTGにおける業績報告及び在庫報告の中で、当該在庫の状況及び特定顧客との買取交渉が継続していたことについて、一定程度把握していたものと認識しております。しかしながら、これらの情報は、棚卸資産評価損の計上要否に関する会計処理上の論点として、当社経理財務部門において組織的に検討されるには至らず、また、当社取締役会に対しても適時かつ十分に報告・共有されておりませんでした。この点において、子会社における将来の損失発生又は棚卸資産評価損の計上が見込まれ得る状況について、当社に適時かつ十分に報告・共有されず、結果として損失計上の時期が適切でなかったという点では、本件事案と共通する課題があったものと認識しております。

2. 改善措置

(1) 不適正開示の発生原因の分析

当社は、本件事案に係る特別調査委員会の調査結果及び当社における検討結果を踏まえ、本件事案に係る不適正開示の発生原因について、以下のとおり認識しております。

まず、本件事案の直接的な原因は、当時、当社常務取締役兼コーポレート本部長であり、その後当社代表取締役に就任したX氏が、PSTにおける補償負担に係る交渉状況の報告を受け、会計処理方針の決定、取締役会上程の要否の判断及び監査法人対応について実質的に中心的な立場にあったにもかかわらず、適時の引当金計上に向けた論点整理及び判断を先送りしたことにあります。

また、当社としては、当該直接的な原因に加え、これを可能にした組織上・内部統制上の要因として、特定の役員への権限及び情報の集中、経理財務部門における主体的な情報収集及び会計処理検討機能の不十分さ、当社取締役会への情報伝達の不足、並びに会計処理に影響を及ぼし得る情報を監査法人に適時適切に情報提供しなかったことが複合的に作用したものと認識しております。

また、今回の過年度決算等の訂正に併せて訂正したTKRの特定顧客向け在庫の評価に関する事項につい

ても、PSTにおける本件事案とは性質を異にするものの、特定顧客との買取交渉の状況及び当該在庫の回収可能性について、棚卸資産評価損の計上に関する会計処理上の論点として当社経理財務部門及び当社取締役会に適時かつ十分に共有されず、その結果、経理財務部門における検討、取締役会への報告及び監査法人との協議が適切なタイミングで行われなかったという点において、下記③乃至⑤に記載する原因と共通する課題があったものと認識しております。

以下、各原因について詳述いたします。

① X氏による計上に向けた対応判断の先送り

本件事案において会計上の問題が生じた直接的な原因は、X氏が、PSTの補償負担に係る交渉状況の報告を受けていたにもかかわらず、適時の引当金計上に向けた論点整理及び判断を先送りするなど、必要な対応を十分に行わなかったことにあります。

X氏は、当時、当社の常務取締役兼コーポレート本部長として、当社グループの経理財務部門を管掌する立場にあり、本件PST負担費用に関する会計処理方針の検討及び監査法人対応について、実質的に中心的な役割を担っておりました。また、本件問題については、2019年以降、PSTからX氏に報告がなされており、その後も販売先及び部品の調達先との交渉が継続していたことから、X氏は、本件問題が将来的に当社グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼし得る事項であることを認識し得る立場にありました。

特に、2023年11月に部品の調達先との間で費用負担総額を確定させる合意書が締結され、さらに2024年3月から同年4月にかけて販売先との間でPSTの負担額に関する協議が大きく進展した時点においては、本件PST負担費用について、会計処理の要否及び計上時期を具体的に検討すべき状況に至っていたものと認識しております。

しかしながら、X氏は、経理財務部門及び監査法人との間で、本件PST負担費用に係る引当金計上の要否、計上時期及び金額の見積りについて十分な協議を行わせることなく、また、当社取締役会に対しても、会計処理上の重要論点として適時に報告・上程する対応を取りませんでした。その結果、本件PST負担費用について、2024年3月期第4四半期決算において必要であった引当金計上が行われず、過年度決算の訂正を要することとなりました。

当社としては、本件事案の第一義的な原因は、当時、会計処理方針の決定及びその前提となる論点整理を主導すべき立場にあったX氏による対応判断の先送りにあったものと認識しております。

② 特定の役員への権限及び情報の集中

本件事案において、X氏による対応判断の先送りが是正されず、また、組織的な検討に移行しなかった背景には、本件問題に関する情報及び判断権限が、実質的にX氏に集中していたことがあります。

当時の当社においては、重要な会計判断や監査法人対応に関し、経理財務部門を管掌する役員判断に依存する傾向があり、本件PST負担費用のように、事業上の交渉、法的責任、会計処理及び開示判断が複合的に関係する事項について、複数の役員又は会議体により多角的に検討する体制が十分に機能していませんでした。

また、本件問題に関しては、PSTにおける交渉経緯や販売先・部品の調達先との協議状況に関する情報

が、当社内の限られた関係者にとどまり、当社の取締役会、経理財務部門全体及び監査法人に対して、会計処理上の重要性を踏まえた形で共有されていませんでした。

その結果、重要な会計判断が特定の役員の判断に過度に依存し、当該判断に対する組織的な牽制や多角的な検討が及ばない状況が生じました。当社としては、X氏個人の対応に加え、そのような権限及び情報の集中を許容していた当時の組織運営にも問題があったものと認識しております。

③ 経理財務部門における会計処理機能の不十分さ

本件事案においては、当社の経理財務部門が、子会社における交渉案件、係争案件、品質問題その他財務報告に重要な影響を及ぼし得る事項について、能動的に情報を収集し、主体的に会計処理の要否を検討する機能を十分に発揮できなかったことも原因の一つであると認識しております。

本件 PST 負担費用は、販売先及び部品の調達先との交渉経緯、PST の負担割合、既払額及び未払額、支払条件等を踏まえて会計処理を検討する必要がある事項であり、経理財務部門としても、PST 及び関係部門に対して必要な情報提供を求め、引当金計上の要否について主体的に検討すべき事項でした。しかしながら、当時の経理財務部門においては、子会社の経営会議等で議論されている重要事項を定期的・網羅的に把握する仕組みが十分ではなく、また、子会社における交渉案件や品質問題について、経理財務部門が会計処理上の論点として自ら把握し、検討する体制も十分ではありませんでした。さらに、会計上のリスクを認識した場合であっても、経理財務部門として、管掌役員に対して必要な進言を行い、又は監査法人との協議を促す牽制機能が十分に発揮されませんでした。この背景には、経理財務部門の人員体制及び業務負荷の問題に加え、重要な会計判断について、部門内で組織的に論点整理を行い、必要に応じて監査法人や取締役会に報告・共有する明確な運用が不足していたことがあったものと認識しております。

当社としては、会計処理の最終的な判断権限は X 氏にあったものの、経理財務部門としても、財務報告の適正性を確保する観点から、より主体的な情報収集、論点整理及び牽制機能を発揮すべきであったと認識しております。

なお、TKR の特定顧客向け在庫についても、顧客との買取交渉の状況、当該在庫の回収可能性、棚卸資産評価損の計上時期等について、子会社から当社経理財務部門に対して、会計処理上の論点として適時かつ十分に共有されていれば、より早期に監査法人との協議及び会計処理の検討を行うことが可能であったものと認識しております。この点において、子会社における交渉案件、在庫評価、将来損失の可能性を含む事項について、経理財務部門が能動的に把握し、会計処理上の論点として検討する体制に課題がありました。

④ 当社取締役会への情報伝達の不足

本件事案の発生を防止できず、また早期発見が遅れた原因として、当社取締役会への情報伝達が不足していたことも重要な問題であると認識しております。

本件事案は、2019 年 8 月に当社取締役会に初めて上程されましたが、その時点では、販売先に対する交換対応費用について、部品の調達先の負担を前提に対応するものとして報告されていました。その後、販売先及び部品の調達先との交渉は長期にわたり継続し、2023 年 11 月には部品の調達先との間で

費用負担総額を確定させる合意書が締結され、2024年3月から同年4月にかけて販売先との間でPSTの負担額に関する協議が大きく進展しました。これらの局面は、PSTの負担額が具体化・確定し、当社グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼし得る重要な局面であったにもかかわらず、本件問題は、2019年8月の上程後、2025年12月に至るまで、当社取締役会に再度上程又は報告されませんでした。その結果、当社取締役会は、本件PST負担費用について、グループとしての適切な会計判断を行う機会を逸し、監督機能が適時に発揮されませんでした。

当社としては、当時の子会社から当社取締役会への報告体制及び付議・報告基準の運用に不備があり、特に、損失額や会計処理の要否が最終的に確定していない段階であっても、将来の損失計上又は会計処理の検討が必要となり得る事項については、当社取締役会に適時に報告すべきであったと認識しております。

また、PSTの事業を管理する立場にあったY氏についても、本件問題の重要性に応じて、当社取締役会に適時に経過報告を行うべき立場にありましたが、その役割が十分に果たされませんでした。当社としては、取締役会が監督機能を適切に発揮するための前提となる情報伝達体制に不備があったものと評価しております。

なお、TKRの特定顧客向け在庫についても、当該在庫の回収可能性や評価損計上の要否に関する情報が、当社において適時に把握・共有され、取締役会又は重要会議体において継続的に確認される体制が十分ではありませんでした。当社としては、子会社における品質問題、補償・賠償対応に限らず、在庫評価や顧客との買取交渉の状況についても、財務報告に重要な影響を及ぼし得る事項として、当社取締役会に適時に報告されるべきであったと認識しております。

⑤ 監査法人に対する適時適切な情報提供の問題

本件事案においては、監査法人に対して、本件製品不具合の存在や、販売先及び部品の調達先との間で協議が継続していることについて一定の情報共有は行われていたものの、2024年3月から同年4月にかけてPSTの負担額に関する協議が大きく進展し、PSTが一定額を負担する可能性が相当程度高まっていたこと、並びに本件PST負担費用の金額を合理的に見積もり得る状況に至っていたことについては、会計処理上の重要な論点として適時かつ十分に共有されておりました。

本件PST負担費用は、販売先及び部品の調達先との協議状況により会計上の判断が変わり得る事項であり、損失発生の可能性及び金額の合理的見積りの可否について、判断が容易ではない側面がありました。このような判断が困難な事項であるからこそ、当社としては、早期に監査法人に情報提供し、会計処理の要否及び計上時期について協議を行う必要がありました。

当社としては、当時、会計処理方針の決定を主導していたX氏を中心に、監査法人への適時適切な情報提供及び協議が十分に尽くされなかったことが、本件事案の発生防止又は早期発見を妨げた原因の一つであったと認識しております。

なお、TKRの特定顧客向け在庫については、2024年3月期時点において、TKRでは、特定顧客による買取りが見込まれるとの認識のもと、棚卸資産評価損の計上が必要となる可能性を具体的に認識しておりました。そのため、当該事項は、棚卸資産評価損の計上要否に関する会計処理上の論点として、当社経理財務部門において組織的に検討されるには至らず、監査法人との協議にもつながりませんでした。

た。この点も、監査法人との間で会計処理上の重要な論点を適時に共有・協議する体制が十分に機能していなかったものとして、改善すべき課題であると認識しております。

⑥ 内部通報制度による早期発見に至らなかったこと

当社グループは本件事案が発生した当時から内部通報窓口を設置していたものの、本件事案に関連する事項について内部通報が行われた事実は確認されておらず、結果として、本件事案の把握又は是正に内部通報制度が活用されることはありませんでした。本件事案は、PST 経営層から当社の当時の代表者等に対して、本件損失の前提となる事実関係が直接報告されていた事案であり、一般の社員による内部通報を通じて把握される性質の事案とは異なる面がありますが、当社としては、今後、会計処理、損失計上、監査法人への報告要否等に関して判断に迷う場合や、通常の報告ルートによる共有・報告に支障又は懸念がある場合にも、内部通報制度を利用できることを周知する必要があると認識しております。

当社としては、本件事案及びTKRにおける特定顧客向け在庫の評価に関する処理を通じて、子会社における品質問題、補償・賠償対応、係争、重要な契約交渉、棚卸資産の評価に影響を及ぼし得る事象その他将来の損失計上又は会計処理の要否を検討すべき事項について、損失額や会計処理の要否が最終的に確定していない段階であっても、経理財務部門、監査法人及び取締役会に適切に共有し、組織として検討・判断する体制を整備・運用することが不可欠であると認識しております。

(2) 関係者への対応及び当社の考え方

当社は、本件事案に係る特別調査委員会の調査結果を踏まえ、本件事案に関係した役職員について、その当時の職責、関与の内容、当社グループの財務報告及び適時開示に与えた影響等を総合的に考慮し、顧問弁護士の助言も得たうえで、会社としての対応を検討いたしました。

当社は、本件 PST 負担費用について、2024 年 3 月期第 4 四半期決算において引当金として計上すべきであったにもかかわらず、これを計上していなかったことを重く受け止めております。また、本件事案の直接的な原因は、X 氏による適時の引当金計上に向けた論点整理及び判断の先送りにあったものと認識しております。当社としては、X 氏が、本件 PST 負担費用について会計処理上の重要な論点となり得ることを認識し得る立場にありながら、経理財務部門及び監査法人との十分な協議並びに当社取締役会への適時適切な報告が行われるよう必要な対応をとらなかったことは、当社グループの財務報告及び適時開示の適正性を損なう重大な問題であったと評価しております。一方で、当社は、顧問弁護士から、本件 PST 負担費用に係る引当金を 2024 年 3 月期第 4 四半期決算において計上しなかったことについて、これを許容しないことが一義的に明確であるとまでは直ちに断定し難いこと等を踏まえると、X 氏について、直ちに取締役としての善管注意義務違反・忠実義務違反に基づく法的責任が成立すると評価することは容易ではない旨の助言を受けております。また、X 氏は既に当社及び当社グループの役職を退任していることから、当社として新たな社内処分を行う対象にはありません。

また、Y 氏については、本件事案当時、PST の代表取締役会長として PST の事業の管理者・責任者の立場にあり、かつ当社取締役でもあったことから、本件問題に係る販売先及び部品の調達先との交渉経過、PST の負担額が具体化・確定していく過程、並びに当社グループの財務報告に及ぼし得る影響について、当社

取締役会及び経理財務部門に対して、より適時かつ十分に報告・共有すべき立場にあったものと認識しております。当社としては、Y氏が、PSTの事業を管理する立場にありながら、上記の報告・共有を十分に行わなかったことは、当社グループの財務報告及び適時開示の適正性を確保する観点から問題であったと評価しております。一方で、当社は、顧問弁護士から、本件PST負担費用に係る引当金を2024年3月期第4四半期決算において計上しなかったことについて、これを許容しないことが一義的に明確であるとまでは直ちに断定し難いこと等を踏まえると、Y氏についても、直ちに取締役としての善管注意義務違反・忠実義務違反に基づく法的責任が成立すると評価することは容易ではない旨の助言を受けております。

また、当社は、本件事案に関連して当社に生じた調査費用等について、関係者に対する請求の要否も含めて検討いたしました。その結果、顧問弁護士の助言、関係者の法的責任の成立可能性、請求を行った場合の回収可能性、対応に要する費用及び時間、並びに当社グループの事業運営への影響等を総合的に勘案し、現時点では損害賠償請求を行わないこととしております。

もっとも、Y氏からは、本件事案に関する自らの職責を踏まえ、月額役員報酬の20%相当額を3か月分自主返上する旨の申出がありました。当社は、顧問弁護士から、本件事案への関与態様、当時の役職・地位、当社グループの連結財務諸表に与えた影響及び他社事例等を踏まえ、Y氏が役員報酬を自主返上する場合には、月額役員報酬の20%相当額を3か月分とする水準が相当である旨の助言を受けており、当該申出の趣旨及び水準を確認したうえで、これを受け入れております。

当社としては、上記の対応に加え、本件事案が、特定の役職員の判断に過度に依存し、重要な会計判断に係る情報共有及び組織的な検討・牽制が十分に機能しなかったことにより発生したものであるとの認識のもと、後記「(3)再発防止に向けた改善措置」に記載の各施策を着実に実施してまいります。

(3) 再発防止に向けた改善措置（実施済みのものを含む。）

当社は、上記「(1)不適正開示の発生原因の分析」に記載した原因を踏まえ、重要な会計判断が特定の役職員の判断に過度に依存することのない体制を整備するとともに、子会社を含む重要情報の把握、経理財務部門における会計処理の検討、取締役会への情報共有、並びに監査法人への適時適切な情報提供が行われる体制を構築するため、以下の再発防止策を実施又は実施予定としております。

① 会計処理に関する権限集中・恣意的対応の防止（上記(1)①及び②に対応）

本件事案では、本件PST負担費用に係る会計処理方針の検討、取締役会上程の要否の判断及び監査法人対応について、特定の役員に情報及び判断が集中し、組織的な検討及び牽制が十分に機能しませんでした。

これを踏まえ、当社は、2025年12月より、代表取締役の諮問機関である経営会議の位置付け及び運用を見直し、会計処理を含む重要な経営判断事項について、経営会議において協議する運用を開始しております。経営会議は、原則として月1回開催し、必要に応じて随時開催することとしております。同会議では、代表取締役及び執行役員が出席し、各管掌領域における重要事項を共有・協議することで、重要論点が特定の役員に滞留することを防止し、組織的な検討を行う体制としております。

また、当社は、2025年12月より、グループ業務執行統括、グループ事業統括、グループ人事戦略、グループ経営戦略・グループ資本政策及びグループ財務戦略の各執行領域を担当する取締役及び執行役員

を選任し、役割及び責任の分担を明確化しております。さらに、2026年4月よりCx0制度を導入し、各領域の責任者として、CEO（グループ業務執行統括）、COO（グループ事業統括）、CSO（グループ経営戦略・グループ資本政策）、CFO（グループ財務戦略）及びCHRO（グループ人事戦略）を任命しております。今後、会計処理、損失計上、重要な契約交渉、補償・賠償対応、係争その他財務報告に重要な影響を及ぼし得る事項を含む重要な経営判断事項については、各執行領域を管掌するCx0が、それぞれの専門的観点から関与する体制といたします。これにより、重要な会計判断に関する情報及び判断が特定の個人に集中することを防ぎ、複数の視点による検討を経た上で意思決定を行う体制を確保してまいります。

これらに加え、当社は、現代表取締役が就任した2025年11月以降、代表取締役からグループ役職員に対するメッセージを継続的に発信し、重要なリスク情報を隠さず、先送りせず、早期に共有する姿勢、及び再発防止策の着実な実行について周知しております。また、2026年3月に実施したグループ経営戦略会議の冒頭においても、代表取締役より、短期の業績を追求し損失を先送りするのではなく、適時適切な対応を徹底する方針を示しております。さらに、同会議において、グループ幹部役職員及び経理財務部門を対象として、会計不正に特化したコンプライアンス研修を実施しました。今後も、代表取締役社長から、少なくとも年に1回以上、また重要な会計・開示上の事象が発生した場合には適時に、上記方針を継続的に発信するとともに、本件事案を踏まえ、重要なリスク情報の共有、会計・開示上の論点の早期把握、並びに必要な情報を上位者、経理財務部門、監査法人及び取締役会等へ適時に報告・共有することの重要性を含め、当社グループの課題に応じたコンプライアンス研修を年に1回以上継続して実施してまいります。

② 経理財務部門における情報収集体制及び会計処理検討機能の強化（上記（1）③に対応）

本件事案では、経理財務部門が、子会社における交渉案件、係争案件、品質問題その他財務報告に重要な影響を及ぼし得る事項について、能動的に情報を収集し、主体的に会計処理の要否を検討する機能を十分に発揮できませんでした。

これを踏まえ、当社は、2026年6月より、主要子会社の取締役会に加え、経営会議その他重要な会議体の議事録及び資料について、経理財務部門が四半期ごとに、また必要に応じて随時、閲覧・確認する運用を開始いたします。これにより、子会社や各部門において議論されている重要事項を、経理財務部門が受動的な報告に依存することなく、能動的に把握できる体制を整備いたします。

また、2026年6月より、当社の経理財務部門と主要子会社の経理担当者との間で、四半期ごとに、必要に応じて随時、定期連絡会を実施いたします。当該連絡会では、子会社における交渉案件、係争案件、品質問題、補償・賠償対応、重要な契約交渉、棚卸資産評価上の論点、その他財務報告に重要な影響を及ぼし得る事項について確認し、早期かつ継続的な情報共有を図ります。

なお、本報告書における「主要子会社」とは、当社の直接の連結子会社である日本マニユファクチャリングサービス株式会社、TKR及びPSTをいいます。当社のその他の連結子会社は、いずれも上記3社の子会社であり、当社にとっては間接的に保有する連結子会社に該当します。それらの連結子会社における経営状況、重要な取引、会計処理上の論点その他財務報告に重要な影響を及ぼし得る事項については、各社を管掌する上記3社に集約される体制であることから、当社は、当該3社を主要子会社として

位置付け、会議体資料の確認及び定期連絡会の対象といたします。

さらに、2026年6月より、重要な会計判断については、経理財務部門を管掌する本部長、部長及び経理担当者が参加する会計論点検討会（仮称）において協議・検討する運用を開始いたします。同検討会では、重要な会計論点について、事実関係、会計処理上の論点、金額的影響、開示要否を検討し、必要に応じて経営会議、取締役会に報告する運用といたします。

加えて、当社は、経理財務部門のリソース強化にも取り組んでおります。本件事案を踏まえ、重要会議体の内容確認、子会社との定期連絡会、会計論点検討会（仮称）の運営等、追加的な業務が生じることから、2026年5月にマネジャー1名を増員し、経理財務部門の体制を部長1名、マネジャー4名、部員4名の計9名としております。今後も、これらの追加的な業務と通常の決算・開示業務を安定的に遂行できる体制を構築するため、マネジャー層及び実務担当者をバランスよく採用し、重要な会計論点に係るレビュー・判断機能と実務遂行機能の双方を強化してまいります。また、従前から利用している決算業務のアウトソーシングサービスに加え、2026年3月期末決算より、開示書類作成業務の一部についてもアウトソーシングサービスを利用してまいります。これにより、経理財務部門が重要論点の検討及び情報収集により注力できる体制を整備してまいります。

③ 当社取締役会に対する情報伝達体制の適正化（上記（1）④に対応）

本件事案に関する事項は、2019年8月に当社取締役会に上程された後、2025年12月まで当社取締役会に再度上程又は報告されず、取締役会による監督機能が適時に発揮されませんでした。また、TKRの特定顧客向け在庫についても、当該在庫の状況及び特定顧客との買取交渉についてはTKR内の一定の役職員に共有され、X氏もTKRの執行部MTGへの参加を通じて一定程度把握していたものの、当社取締役会に対して、棚卸資産評価損の計上要否に関する会計処理上の論点として適時かつ十分に報告・共有されませんでした。当時の当社グループの規程等においては、各社の規程により対象事項や付議・報告の区分に差異はあるものの、年度予算・事業計画等に組み込まれているものについては1,000万円以上、それ以外のものについては500万円以上を一つの基準額として、資産の取得・処分、棚卸資産の廃棄処分、長期在庫の評価減等の一定の業務執行事項について、子会社取締役会への付議又は報告を要するものとされておりました。また、当社の関係会社管理規程上、本報告書における主要子会社はいずれも直接管理会社に該当しており、これらの会社の取締役会への付議対象事項に相当するもののうち、上記の金額基準に該当する金銭の借入れ、財産の取得・処分、投資等、並びに訴訟その他重要事項については、当社取締役会への付議対象とされ、これに該当しない主要子会社の取締役会への付議対象事項に相当するものについては、当社取締役会への報告対象とされておりました。重要な契約、訴訟・紛争その他経営上重要な事項についても、その重要性に応じて、子会社取締役会への付議又は報告を経たうえで、当社取締役会への付議又は報告対象とされておりました。しかしながら、これらの基準は、主として個別の取引、資産処分、棚卸資産の廃棄処分又は長期在庫の評価減等について、決定又は承認を要する事項や、具体的に重要事項として認識された事項を対象とするものであり、品質問題、補償・賠償対応、係争、重要な契約交渉、棚卸資産の販売可能性・使用可能性又は回収可能性の低下等について、損失額や会計処理の要否が未確定の段階から、子会社取締役会への付議又は報告、及び当社取締役会への付議又は報告が必要となることまでは、一義的に明確に定められておりませんでした。

もつとも、本件事案は、当社グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼし得る事項であり、実質的には、交渉の進捗及びPSTに負担が生じる可能性が高まった時点で、当社取締役会に報告すべき事項であったと認識しております。また、TKRの特定顧客向け在庫についても、特定顧客との買取交渉の状況、当該在庫の回収可能性及び回収までの期間等を踏まえ、棚卸資産評価損の計上要否に関する会計処理上の論点として、当社取締役会に適時に報告・共有すべき事項であったと認識しております。

これを踏まえ、2026年6月に、当社は、子会社における取締役会付議・報告基準及び子会社から当社取締役会への報告基準を見直します。具体的には、減損、引当金計上、棚卸資産評価損その他これらに類する会計処理に関し、損失の発生見込み額が1,000万円以上となる事項について、子会社取締役会への付議又は報告を要する事項として明示するとともに、子会社から当社取締役会への報告対象事項にも追加いたします。また、損失額が未確定である場合であっても、品質問題、補償・賠償対応、係争、重要な契約交渉、棚卸資産の販売可能性・使用可能性又は回収可能性の低下その他これらに類する事象により、将来の損失計上又は会計処理の要否を検討する必要がある事項については、金額の見積可能性や最終判断の有無にかかわらず、子会社取締役会への付議又は報告対象事項及び当社取締役会への報告対象事項として明示いたします。これにより、損失額や会計処理の要否が未確定であることを理由として、子会社側又は一部の関係者の判断により報告が留保されることを防止いたします。

さらに、当社は、子会社に関する情報及び判断が特定の個人に集中しない体制への見直しを進めております。具体的には、2026年2月に、当社代表取締役は子会社の役員を兼務しない運用とし、子会社における重要事項については、子会社の取締役会に適切に上程・報告した上で、当社取締役会にも報告される体制としております。加えて、COO、CSO、CFO及び内部監査室長が主要子会社の役員を兼務することにより、それぞれの管掌業務を通じて、事業、戦略、財務会計、内部統制の各観点から重要情報を把握し、取締役会への上程・報告を要する可能性がある事項を多面的に確認する体制としております。これにより、特定の個人に情報及び判断が集中することを抑止するとともに、子会社の取締役会及び当社取締役会に対する情報伝達の適時性及び網羅性を高め、取締役会による監督の実効性向上を図ってまいります。

④ 監査法人への適時適切な情報提供（上記（1）⑤に対応）

本件事案では、本件PST負担費用に係る交渉状況、PSTに負担が生じる可能性、負担額の見積り及び会計処理上の論点について、監査法人との間で適時かつ十分な協議が行われませんでした。また、TKRの特定顧客向け在庫についても、特定顧客との買取交渉の状況、在庫の回収可能性及び棚卸資産評価損の計上時期について、当社経理財務部門において会計処理上の論点として組織的に検討されるには至らず、監査法人との協議にもつながりませんでした。

これを踏まえ、当社は、上記②の会計論点検討会（仮称）において把握・検討した会計論点については、全て監査法人に共有する運用といたします。具体的には、同検討会で取り扱った会計論点について、事実関係、会計処理上の論点、金額的影響、開示要否及び当社の検討状況を整理した資料を監査法人に共有し、四半期決算及び年度決算に係る監査法人との定例協議等において、未確定の重要論点の有無を含めて協議・確認する運用といたします。また、会計処理上の判断が困難又は不確実性を伴う事項については、会計論点検討会（仮称）の開催時期を待つことなく、必要に応じて速やかに監査法人に共

有し、会計処理上の論点について協議を行う運用といたします。これにより、損失額や会計処理の要否が最終的に確定していないことを理由として監査法人との協議が遅れることを防止し、引当金計上、棚卸資産評価損その他判断が困難な会計論点についても、監査法人と適時に協議しながら適正な会計処理を確保する体制を整備してまいります。

⑤ 内部通報制度の周知及び活用促進（上記（１）⑥に対応）

本件事案に関して、内部通報制度を通じた通報は確認されておりません。もっとも、当社としては、会計処理、損失計上、監査法人への報告要否等に関して判断に迷う場合や、通常の報告ルートによる共有・報告に支障又は懸念がある場合に、内部通報制度を利用できることを、より明確に周知する必要があると認識しております。

また、当社は、従前よりグループ役職員を対象とする内部通報窓口を設置しておりましたが、2025年4月に、これに加えて外部通報窓口を新たに設置いたしました。これにより、通報者保護及び情報秘匿に対する信頼性を高め、役職員が通常の報告ルートでは相談・通報しづらい事項についても、より安心して申告しやすい体制を整備しております。

さらに、当該内部通報窓口及び外部通報窓口については、2026年3月に改めて役職員に再周知を行っております。今後も年1回以上、継続的に再周知を実施し、その際には、法令違反やハラスメント等に限らず、会計処理、損失計上、監査法人への報告要否、取締役会への報告要否等に関して疑義又は懸念がある場合にも、内部通報制度を利用できることを明確に周知してまいります。

当社は、これらの取組みを通じて、子会社を含む当社グループにおける重要な会計論点を早期に把握し、経理財務部門、監査法人、取締役会との間で適切に共有するとともに、組織として検討・判断する体制を構築することにより、財務報告及び適時開示の適正性を確保してまいります。

（４）改善措置の実施スケジュール

→：検討・整備、◎：実施／完了、⇒：運用期間

再発防止策の項目	2026年							
	5月以前	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
① 重要な会計判断に係る権限集中・恣意的対応の防止								
①-a Cx0 制の導入	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
①-b 経営会議における重要な経営判断事項の協議	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
①-c 会計不正に関するコンプライアンス研修の実施	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
② 経理財務部門における情報収集体制及び会計処理検討機能の強化								
②-a 当社経理財務部門による子会社の重要会議体の議事録及び資料確認	→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

②-b 当社経理財務部門と主要子会社の 経理担当者との定期連絡会実施	→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
②-c 会計論点検討会（仮称）実施	→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
②-d 経理財務部門のリソース強化	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
③ 当社取締役会に対する情報伝達体制の適正化									
③-a 子会社における取締役会への付議・ 報告基準、子会社から当社取締役会 への報告基準の見直し	→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
③-b 子会社役員体制の見直し	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
④ 監査法人への適時適切な情報提供									
④-a 会計論点検討会（仮称）における論 点、並びに会計処理上の判断が困難 又は不確実性を伴う事項の監査法 人への共有	→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
⑤ 内部通報制度の周知及び活用促進									
⑤-a 外部通報窓口の設置及び通報窓口 の再周知	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3. 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識

このたびの不適切な会計処理により、過年度決算等を訂正いたしましたことについて、株主様、投資家の皆様、お取引先様はじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことにつき、深くお詫び申し上げます。

当社は、今回の事態について真摯に反省するとともに、二度とこのような事態を起こさないように、本報告書に記載した再発防止策を着実に実行することで当社のコンプライアンス体制を強化し、信頼回復に全力で取り組んでまいります。何卒、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上